調査研究事業費	288		
責任準備金繰入	1,049		
その他業務費	11,448		
一般管理費	2,796		
財務費用	1		
雑損	33		
臨時損失	2	25,615	
⑵　（控除）自己収入等			
拠出金収入	△　8,685		
手数料収入	△　11,097		
国からの受託業務収入	△　57		
その他の受託業務収入	△　1,751		
責任準備金戻入	△　1		
財務収益	△　370		
雑益	△　19		
臨時利益	△　57	△　22,039	
業務費用合計			3,576
Ⅱ　損益外減価償却相当額			10
Ⅲ　引当外賞与見積額			13
Ⅳ　引当外退職給付増加見積額			186
Ⅴ　機会費用			
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用			0
Ⅵ　行政サービス実施コスト			3,786

＊各欄と合計欄の数字は、百万円未満切捨ての関係で一致しないことがあります。

＊百万円未満の数字は、「０」表示となっております。

注　記

Ⅰ．重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

（会計方針の変更）

運営費交付金収益の計上基準については、前事業年度まで費用進行基準を採用しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、業務達成基準を採用しております。なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

なお、この変更が財務諸表等に与える影響は軽微であります。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）によっております。

３．仕掛審査等費用の評価基準及び評価方法

個別法による低価法によっております。

４．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

①　リース資産以外の有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

工具器具備品　２年～22年

建物附属設備　８年～22年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

②　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

５．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員等の翌期賞与支給見込額のうち当期発生分を計上しております。

ただし、当該支給見込額のうち、運営費交付金及び国庫補助金により財源措置がなされる分については、引当金を計上しておりません。